

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第9回

開催年月日 令和4年6月28日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
公益代表	5名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和4年8月1日

[開会] 午前9時57分

会長 ただ今から、第53期第9回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、委員15名のうち、14名の委員のご出席をいただいております。
最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、
本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

[高知県最低賃金の改正諮問]

会長 本日は、「高知県最低賃金」の改正決定について、局長から諮問を受ける
ということとなっております。
それでは、局長よろしくお願ひいたします。

局長から会長に諮問文を手交

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会長 それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文朗読

会長 ありがとうございます。
それでは、中村高知労働局長より挨拶をお願いします。

局 長

高知労働局長の中村でございます。

本日は、皆様方大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今、高知県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

本年度もご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。」とした上で、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」こうした考えの下、最低賃金について、「官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされているところでございます。

本日の諮問文にも記載させていただいているところでございますが、委員の皆様方におかれましては、こうした状況につきましても十分配慮いただきながら、今年度の高知県の最低賃金の改正につきましてご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今日も非常に暑い中、また、今後とも厳しい暑さが続くと予想されておりますが、熱心なご審議を改めてお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長

それでは、局長から諮問を受けました「高知県最低賃金」の改正決定について、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

賃金室長

それでは、本件諮問に関連する手続きについて説明します。

資料2ページをご覧ください。

まず、高知県最低賃金の改正決定を審議いただく専門部会の設置と、委員の任命に関する手続きに関してですけれども、改正審議を行う場合、最低賃金法第25条第2項により「専門部会を設置しなければならない。」とされておりまして。

この専門部会の構成は、最低賃金法第25条第3項により「公労使各側同数の委員をもって組織すること。」が規定され、委員の人数は、審議会令第

6条第1項により、合計9名以内とされています。

従来から本審議会では、公労使委員各3名の構成とされておりますので、今回も、公労使委員としてそれぞれ3名の委員を任命したいと考えております。

なお、労使の委員の推薦については、これから決裁を行い、7月15日（金）を締切日として、本日公示したいと考えております。

また、委員の任命につきましては、7月19日（火）以降に行うこととしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

次に、高知県最低賃金の改正決定に関する労使の意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項により、「審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くもの」とされております。

意見聴取につきましては、専門部会の委員の推薦と同様、公示することとされておりますので、労使の委員推薦の締切日と同日の7月15日（金）をその締切日としたいと考えております。

また、この二つの公示に関しましては、資料3ページに公示関係として添付していますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、事務局で専門部会委員の推薦と意見の申出にかかる手続きを進めてください。

〔運営小委員会報告〕

会 長 次に、5月25日の本審に引き続いて開催された運営小委員会委員会で今後の審議会の運営について検討されておりますので、その合意内容を事務局から報告願います。

賃金室長 第2回運営小委員会の検討結果につきまして、説明いたします。

お手元の資料4ページをご覧ください。

運営小委員会で合意されました内容をまとめてあります。

まず、高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中賃目安の取扱いについてです。

1点目は、中央最低賃金審議会の目安につきましては、従前どおり地域専門部会における金額審議の最も重要な資料の一つとして取扱うこととされました。

2点目は、地域専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の「審議

会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

3点目は、効力発生日が10月1日になる8月5日(金)の結審を目指すこととするが、結審ができなかった場合は10日までを予備日として設け、可能な限り合意が図れるよう精力的に審議することとされました。

次に、特定最低賃金の審議運営についてです。

1点目は、改正等の申出がなされ、申出要件を事務局で精査の上、要件を満たし、改正等決定の必要性の諮問がなされた場合には、例年どおり必要性の有無について特別小委員会を設置して審議することとされました。

2点目は、特定最低賃金の特別小委員会委員は本審委員により、各側3名で組織することとされました。

3点目は、特別小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続き等は特別小委員会に委ねることとされました。

4点目は、特別小委員会で「改正の必要性あり」とされ、専門部会が設置された場合の審議については、現行の発効日に留意しながら審議を行うこととされました。

5点目は、特定最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についても、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

次に、事業場実地視察についてです。

視察の対象となる小規模事業場において新型コロナウイルスを感染させた場合に迷惑をかけるしまう可能性もあることから中止することとされました。

次に、高知県最低賃金改正審議における意見陳述についてですけれども、意見陳述の要請があれば、「全員協議会において30分以内」「陳述人は2名以内」「内容は地域別最低賃金改正審議の参考となる事項に限定する」こととされました。

また、異議申出後の意見陳述の要請があれば、異議審議において「10分以内」、「陳述人は1名」、内容は「地域別最低賃金改正にかかる異議」に限定して受けるということとされました。

以上、報告いたします。

会 長

はい。

この中の2の(5)審議会令の6条5項の適用ですが、特小ではなく、特

定最賃の専門部会における6条5項の適用、ということが正しいのではないかと思います。

賃金室長 分かりました。修正いたします。

会 長 では、そのように訂正があったということで、ほかに運営小委員会の合意事項についてご意見はございますか。

意見なし

会 長 意見がないようですので、今後の審議運営については運営小委員会の合意事項と同様に取扱うこととします。

〔特定最低賃金の申出状況について〕

会 長 ここで特定最賃の申出状況について、どのようになっているか事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 特定最低賃金である「電子」については、特定最低賃金改正決定の申出書を受理しております。

申出要件を審査した結果、申出要件を満たしていますので、次回の本審で諮問したいと思います。

「貨物」については、これからとなりますが、審査の時間もご考慮いただき7月中旬を目途に諮問できたらと思います。

会 長 申出書の期限に関して、労側委員から何かございますか。

市川委員 特にはないです。

会 長 それでは、「貨物」の労側委員には、事務局の審査の時間も考慮していただき、7月中旬を目途に申出書を提出いただきますようお願いいたします。

〔その他〕

会 長 それでは、最後の「その他」として、「高知地方最低賃金審議会運営規程」の改正について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 前回の審議会においてもお諮りさせていただいたところですが、資料の最後から2枚目の10ページをご覧ください。

高知地方最低賃金審議会運営規程案を用意させていただいています。

大きな改正として、第4条括弧書の部分について、「委員の欠席」を「委員の出席等」に変更しております。

1項及び2項について追加させていただいており、読ませていただきますと「委員は、会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。」

2項として、「ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。」という条項を加えまして、元にあった1項及び2項の規定が3項及び4項の部分となっております。

また、規定の表記について、のぎへんのほうの「規程」は全体を指す場合に整理しまして、定めるほうの「規定」については条文を指す場合に整理させていただいております。

それから、前回は説明させていただいたんですけども、裏のページにある第8条の答弁書という文言を答申書に変更しております。

これらの変更について、ご審議をお願いしたいと思います。

会 長 事務局から「運営規程」の変更案について説明がありましたが、何か意見はございますか。

意見なし

会 長 それでは、運営規程については事務局案のとおり変更することとします。

大崎委員 「程」という字を直すのであれば、9条の条文のところにもあるので、これも直さないといけなくはないのでしょうか。

賃金室長 9条については、一応全体を指しますので。

大崎委員 ここは直さなくても大丈夫ということですね。

会 長 よろしいですか。

賃金室長 はい。

会 長 それでは、そのように変更することとします。

会 長 次に、全労連四国地区協議会からの要請についてです。
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料12ページをご覧ください。
全労連四国地区協議会様から要請をお受けしております。
令和4年6月6日付で「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求め
る要請」と題する要請がありまして、併せて、同日陳情もお受けしました
ので、報告いたします。
要請項目を読ませていただきます。

賃金室長 要請文 読み上げ

賃金室長 なお、要請事項の記の1に加えまして、地域間格差の是正に向けた審議に
ついて行って欲しい旨、補足意見としてお受けしております。

会 長 事務局のただ今の説明で何かご意見はございますでしょうか。

意見なし

〔次回会議の公開〕

会 長 それでは、特になければ次に、次回の会議の公開についてとなります。
予定として、次回第10回審議会は、事務局で日程調整を行ってもらった
結果、8月1日午前9時45分から行うこととなっております。
また、第10回審議会終了後に引き続き、第1回地域専門部会の開催も予
定しています。
なお、地域最低賃金改正審議に関して、意見陳述の申出があった場合には、
第10回審議会開催前の8月1日午前9時00分から全員協議会を設け、そ
の場で意見陳述を受けることとなります。
また、第10回審議会の議事内容ですが、目安の伝達、特定最賃の改正決
定の必要性の有無についての諮問などが予定されています。
このため、非公開とする理由がないので、公開とすることとしたいと思います。
また、全員協議会についても同様に非公開とする理由はないと思いますが、
これらについていかがでしょうか。

異議なし

会 長 特に異議はないということで、了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。

会 長 続きまして、第1回地域専門部会の公開についてです。
専門部会の委員の任命手続きは事務局によりこれから行われるわけですが、第1回専門部会は、部会長の選出が主な議題であり、特に非公開とする必要がないため、公開することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には公開することへの対応をお願いします。

会 長 それでは、以上で本日の議事を終了いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

[閉会] 午前10時23分